

住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金交付 Q&A

令和6年4月1日

No	区分	Q	A
1	様式	様式に押印は必要でしょうか。	申請者直筆での記入であれば押印は不要です。 パソコン等直筆ではないものについては、押印が必要です。 ※シャチハタは不可。
2	補助対象者 (県外移住者)	地域おこし協力隊、新規就農者、農業ビジネス訓練所の受講生などは補助対象者に該当するか。	地域おこし協力隊等については、県外移住者(「県外から本市に転入する者若しくは補助金交付申請の日から遡って、原則2年以内に県外から本市へ転入した者。ただし、現に補助を受けようとする空き家に居住している者を除く。)」で、任命期間の終了の日以前2年以内又は任命期間の終了の日後1年以内の者は補助対象者に該当します。
3	補助対象者 (子育て世帯)	子育て世帯について、祖父母や親族と同居する子育て世帯も補助対象となるか。	子育て世帯の定義については、以下のとおりです。 「交付申請時において、子ども及びその子を養育する者からなる世帯」であることが条件となり、親と子に限定してはおりませんので、対象だと考えられます。
4	補助対象経費 (改修等)	ハウスクリーニング、残置物処分、敷地内の庭木の剪定・除草等は、それぞれ単独でも補助対象となるか。	改修に合わせて実施する場合に対象となります。
5	補助対象経費 (改修等)	離れの住居(母屋と通路でつながっていない)は改修の対象となるか。	対象となる場合がありますので事前にご相談ください。
6	補助要件 (状況調査)	申請時点では空き家ではないが、空き家となる見込みのある住宅は対象となるか。	空き家となる見込みのある住宅も対象となります。
7	その他	他の補助金と併用できるか。	・「二本松市移住支援金」または「来てにほんまつ住宅取得支援事業」については、併用できます。 なお、秘書政策課以外で実施している制度について併用可能な制度もありますので事前にご相談ください。 国・県の補助事業については、各担当窓口へお問い合わせください。
8	その他	空き家の状況調査(インスペクション)とは	建物の基礎、外壁など建物の構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に生じているひび割れ、雨漏りなどの劣化・不具合の状況を把握するための調査で、国土交通省の定める講習を修了した既存住宅状況調査技術者である建築士が行なうものです。詳しくは国土交通省ウェブサイトまたは日本建築士事務所協会連合会のウェブサイト (https://www.njr.or.jp/inspection/about/)をご確認ください。